

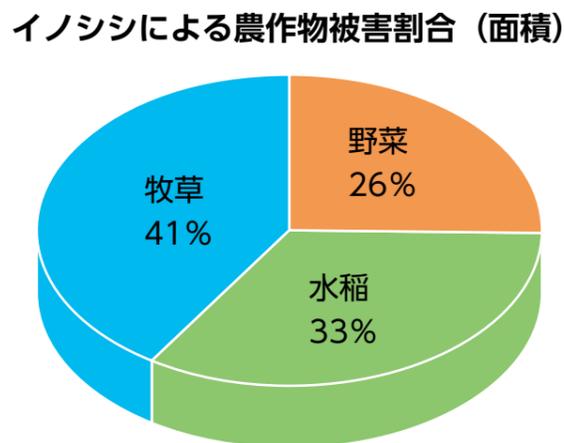
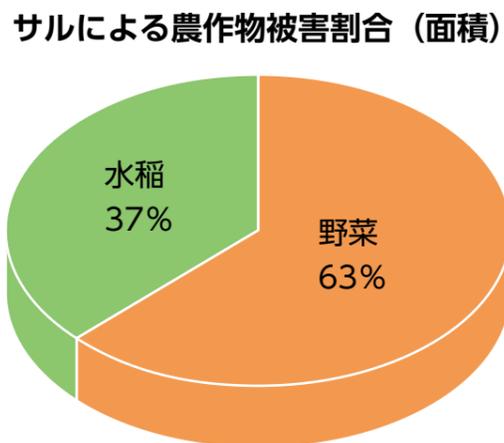
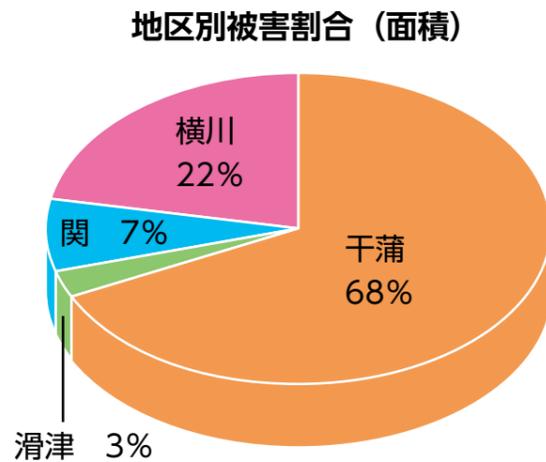
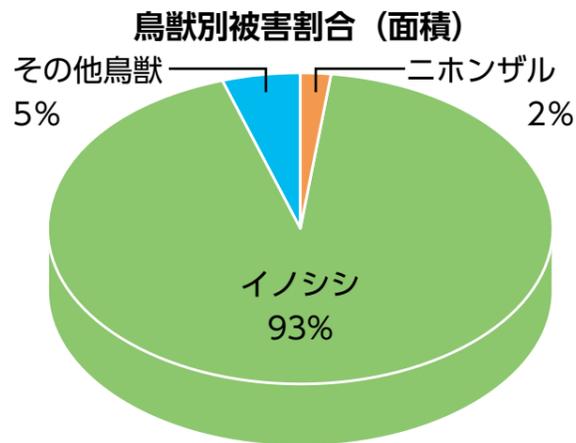
農作物アンケート結果をお知らせします!!

昨年11月に行いました野生鳥獣による農作物被害調査アンケートについて数多くの皆様よりご協力をいただき、ありがとうございました。

また、今回の調査結果と皆様からいただいた貴重なご意見については、来年度の対策として活用させていただきます。

農作物被害アンケート結果

- ◆農作物被害額 計 1,397千円 (前年度比 73%減)
- ◆農作物被害面積 計 106 a (前年度比 87%減)
- ◆被害作物 水稻、大根、じゃがいも、スイートコーン、その他野菜類



電気柵の購入を支援いたします

町では、電気柵やネット柵に係る経費について3分の2の補助を実施しています。

- ◆補助対象 電牧線・電牧機・ネット・ポール等
- ◆補助対象外 消耗品(ビニールテープ、結束バンド等)

有害鳥獣対策は一人ひとりの被害対策が大切です

●お問い合わせ 農林建設課 (☎37-2113 担当:山田)

平成28年1月から

マイナンバーの利用が開始され、 個人番号カードの交付も始まりました。



マイナンバーの利用が開始され、役場などの行政機関や勤務先において、マイナンバーの記載が必要となる手続きが始まります。「通知カード」や今後申請者に発行される「個人番号カード」は大切に保管し、必要な時に提示できるようにしましょう。

◎窓口などで、マイナンバーを利用する手続きを行う際は、手続きを行う方のマイナンバーの確認と運転免許証などによる本人確認を行いますので、役場に来庁する際は、「通知カード」と「運転免許証」などの本人確認書類を持参してください。

●個人番号カードの交付について

個人番号カードを申請された方には、役場から「交付通知書」をお送りします。

交付通知書が届きましたら、「必要な持ち物」を持参して、来庁してください。

窓口で本人確認を行い、「暗証番号」を設定した後カードを交付します。



「必要な持ち物」

- ①「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書」(はがき)
- ②通知カード
- ③本人確認書類 (顔写真のある証明書は1点、顔写真のない証明書は2点)
- ④住基カード (お持ちの方のみ)

※代理人交付の場合について

本人が病気、身体の障害その他やむを得ない理由により、窓口にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

上記の「必要な持ち物」のほかに代理人の本人確認書類も必要になります。

15歳未満の方又は成年被後見人の方は、法定代理人が同行してください。

個人番号カードは、番号確認と本人確認がカード1枚で可能になりますので、写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、個人番号カードを作成すると便利です。個人番号カードは、初回発行時は無料で取得できます。

《マイナンバー総合フリーダイヤル》

☎0120-95-0178 (無料)

・平日 9:30~22:00 ・土日祝 9:30~17:30

●お問い合わせ 町民税務課 (☎37-2114 担当:奈良)